求職者等に対するハラスメント防止に関する基本方針

制定　令和 8 年 10 月 29 日

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「当センター」という）は、採用活動、実習、職場見学その他求職活動に関する場面において、求職者等に対するハラスメントを防止し、すべての求職者等が安心して応募・相談・見学等を行える環境の整備に努めるため、次のとおり基本方針を定めます。

１．基本方針

当センターは、求職者等の人格と尊厳を尊重し、求職者等に対するいかなるハラスメントも容認しません。採用面接、就職説明会、実習等の場においては、求職者等の立場や心理的不安に十分配慮し、常に誠実かつ適切な言動を心がけます。

２．対 象 者

本方針における「求職者等」とは、次に掲げる者を指します。

（１）採用応募者
（２）実習生
（３）インターンシップ参加者
（４）職場見学者
（５）紹介会社等を通じて接触する求職者
（６）その他、採用活動等に関係する者

３　求職活動等におけるルールの遵守

当センターは、求職者等との面接や接触に関し、次のルールを徹底します。

（１）面接や面談は、原則として所定勤務時間内に、センター内会議室、打ち合わせスペース又は当センターが指定したオンラインツールを利用して実施します。
（２）面接や面談は、原則として複数名の職員で対応し、密室での一対一の状況を回避します。
（３）求職者等との連絡は、原則として当センターが指定した連絡手段（当センター用メール等）を使用します。
（４）求職者等とのやり取りは、選考や採用コミュニケーション等の適切な目的の範囲内で行います。

４．禁止行為

以下のような行為を禁止します。（これらは例示であり、限定されるものではありません）

（１）不必要な身体接触、性的な冗談や発言

（２）恋人、結婚予定、妊娠・出産予定等に関する不適切な質問
（３）SNS、メール等による私的又は性的な連絡
（４）性的な内容を含む画像等の送信・閲覧
（５）面接等における威圧的・高圧的な態度
（６）求職者等を不当に萎縮させる言動
（７）人格を否定する発言、侮辱的な言動
（８）応募や辞退に関して過度な圧力をかける行為

５．相談窓口

求職者等からの相談に適切に対応するため、相談窓口を設置しています。

当センター職員によるハラスメント行為が疑われる場合、または被害に遭われた場合は、速やかに以下の窓口までご相談ください。

【相談窓口】
担　　当：総務課 ハラスメント相談窓口
E-mail：kyushokusha (at)tmghig.jp
※(at)を@に変えてメールを送付してください。

６．事実確認と適切な措置

相談内容に基づき、速やかに事実関係の調査を行います。ハラスメントの事実が確認された場合、懲戒処分を含め厳正に対処し、再発防止に向けた必要な措置を実施します。

７．プライバシーの保護と不利益取扱いの禁止

相談者、行為者及び事実関係の確認に協力した者のプライバシーを十分に保護します。また、相談や協力を行ったことを理由として、求職者等が不利益な取扱いを受けることは一切ありません。